

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和2年度岩国市観光施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和2年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和2年度岩国市市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上3件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第86号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第90号 令和3年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和3年度岩国市市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第97号 岩国市森林環境整備基金条例の一部を改正する条例

議案第98号 岩国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の一部を改正する条例

以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 令和2年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

農業費の農業構造改善対策費の新規就農支援対策事業に関し、

委員中から、新規就農支援を受けた方との意見交換の実施状況について質疑があり、当局から、「現在、特に場所を設けて行ってはいない」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「新規就農してから概ね5年ほどの方々に一堂に会してもらい、当局と意見交換をすることは必要な取組であると考えるが、そういったことができる場を設ける考えはないか」との質疑があり、

当局から、「今後の新規就農者の確保に結びつくようなニーズを把握するためにも、新規就農支援策を受けた方々の御意見を聞くことは非常に大事だと考えており、前向きに検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、商工費の観光費の錦グリーンパレス管理運営費に関し、

委員中から、「指定管理者である有限会社雙津峡開発の経営状況は、新型コロナウイルス感染の拡大もあり、厳しい状況にあると思われるが、委託者として市はどのような対応をとっているか」との質疑があり、

当局から、「経営に関しては指定管理者に委ねているため、赤字の状況が改善されるように助言・指導を行うにとどめている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「施設の老朽化及び指定管理者を募集しても応募が少ないという現状を踏まえ、新たな施設の活用策について、どのように考えるか」との質疑があり、

当局から、「建物あるいは地域にとってどのようにしていくことが有効なのかということについて、市役所だけではなく、多方面から様々な考えを聞きながら検討するべきだと

考えている。大変厳しい状況の中、錦地区を生かしていくための必要な施設として、どのような形であるべきかしっかりと考えていきたい」との答弁がありました。

次に、商工費の商工総務費の地域ブランド推進関係費に関し、

委員中から、消耗品費が昨年に比べて増額された理由について質疑があり、

当局から、「昨年10月1日より販売開始した岩国初のお土産統一ブランド「つまんでちょんまげ」の販売促進ツールの購入に充てたものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「つまんでちょんまげ」の売上額等の具体的成果及びオンライン販売の展開についての質疑があり、

当局から、「県内で本格販売を開始しており、実績については、コロナ禍の中、本年8月末までの間に、商品販売個数が9,727個、売上額が658万501円となっている。売場については、発売当初6か所であったが、現時点では約20か所にまで拡大しており、オンライン販売については、問屋のECサイトにより展開している」との答弁がありました。

次に、議案第98号 岩国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「農業委員の認定農業者の過半要件について地域ごとに満たすべきと思うがどう考えるか」との質疑があり、

当局から、「農業委員のうち過半数が認定農業者である必要があり、募集に当たっては、認定農業者からの応募がどの程度あるか事前に確認できないため、地域ごとというよりは、まずは全体として認定農業者の過半要件を満たすようにしていきたいと考えている」との答弁がありました。

続いて、委員中から、農業委員数の地域ごとの割当てについての質疑があり、

当局から、「地域ごとの割当ては、あくまでも評価委員会において認定するための基礎の部分であり、現時点では全体としてどのような応募があるかは分からないため、要件を満たさなくなる場合には、地域を越えた任命を検討する必要がある」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

これを受けて、委員中から、本議案に対し、「農業委員の選定に当たっては、現在の案件数を勘案した人員配置とすること」、「認定農業者の過半要件についても、全体のバランスを勘案した人員配置とすること」の2点を内容とする附帯決議案が提出され、慎重審査の結果、附帯決議を付すことに決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。